

特定非営利活動法人リベラヒューマンサポート定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人リベラヒューマンサポートという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県三島市本町9番3号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、乳幼児期から老人期のさまざまな問題、とくに不登校児童生徒・高校中退者・引きこもる青年の自立、障害者の援助・支援等の問題についてノーマライゼーションの理想を追求するため、カウンセリング・教育相談・精神衛生相談・適応指導・職業支援等に関する事業を行うとともに、特定非営利活動の支援・啓蒙に関する事業、まちづくりの推進を図る事業等を推進し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) 保健・医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (6) 環境の保全を図る活動
- (7) 災害救援活動
- (8) 地域安全活動
- (9) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (10) 国際協力の活動
- (11) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (12) 子どもの健全育成を図る活動
- (13) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 教育・保健・福祉・こどもの健全育成等に関する相談事業
 - ② 不登校の児童生徒、高校中退者、ひきこもりへの適応指導、援助活動等を中心とした教育事業
 - ③ 障害者等に対する就労継続支援を中心とした障害福祉サービス事業
 - ④ 商店街の活性化等まちづくりに関する事業
 - ⑤ 教育フォーラム、芸術祭等のイベントの企画・開催・機関誌の発行等の文化芸術活動
 - ⑥ 特定非営利活動を行う団体の支援及び特定非営利活動の啓蒙を図るための推進事業
 - ⑦ 障害のある人又はひきこもり青年等、社会的自立をめざす人々に対する就労支援事業
 - ⑧ 無料職業紹介事業

- ⑨ 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- ⑩ その他の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員
この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 法人会員
この法人の目的に賛同して入会した法人や団体

(入会)

第7条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) この法人の目的に賛同すること。
- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書に理事長に申し込むものとし、理事長はそのものが前項1号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(年会費)

第8条 会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届けの提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 正当な理由なく年会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 法人会員である団体が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決によりその会員を除名することができる。

- (1) 法令及び定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名するときは、その会員に対し、除名の決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(搬出金品の不返還)

第12条 すでに納入した年会費及びその他の搬出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 理事(理事長を含む) 3人以上
- (3) 監事 1人

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選により定める。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親族以内の親族が1人を越えて含まれ、又は該当役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
- 3 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は静岡県知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を召集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の召集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。

ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合には、その総会の終結時まで任期を伸長する。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときには、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し、必要な事項は、総会の議会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、第 3 条で定めた目的を遂行するための職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(総会の種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種類とする。

(総会の構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 23 条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算の決定並びにその変更
- (5) 事業報告及び予算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 年会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面により召集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項代 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の召集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の仲から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議会の表決権等)

第29条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議事について、特別の利害を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員数及び出席者数
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 年会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収益
- (4) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に関わる会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、その事業年度の開始する日の 10 日前までに総会において議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸貸対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 会計の決算上、余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、静岡県知事の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 静岡県知事による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、静岡県知事の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が精算人となる。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、静岡県知事の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、この法人のホームページ及び内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この法人の定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の成立当初の年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

| | |
|----------|----------|
| (1) 正会員 | 5,000 円 |
| (2) 法人会費 | 20,000 円 |
- 3 この法人の成立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 13 年 9 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 13 年 7 月 31 日までとする。

附則

この定款の変更は平成 13 年 10 月 12 日から施行する。

附則

この定款の変更は平成 15 年 4 月 30 日から施行する。

附則

この定款の変更は平成 16 年 11 月 5 日から施行する。

附則

この定款の変更は平成 17 年 4 月 15 日から施行する。

附則

この定款の変更は平成 18 年 11 月 27 日から施行する。

附則

この定款の変更は平成 27 年 10 月 28 日から施行する。

附則

この定款の変更は平成 28 年 5 月 28 日から施行する。

附則

この定款の変更は平成 29 年 10 月 5 日から施行する。

附則

この定款の変更は平成 31 年 1 月 18 日から施行する。

設立当初の役員名簿

| 役員名 | 氏名 |
|------|--------|
| 理事長 | 三好 悠久彦 |
| 副理事長 | 谷山 太 |
| 専務理事 | 三好 徹史 |
| 理事 | 浦田 宗昭 |
| 理事 | 古谷 尚希 |
| 理事 | 永留 久美子 |
| 理事 | 松井 悦子 |
| 理事 | 伊藤 友彦 |
| 理事 | 土方 正美 |
| 理事 | 松田 修策 |
| 理事 | 野木 功義 |
| 理事 | 本間 光雄 |
| 理事 | 松島 武司 |
| 理事 | 草間 健 |
| 理事 | 豊岡 武士 |
| 理事 | 花房 由美子 |
| 理事 | 志村 肇 |
| 理事 | 松井 啓子 |
| 理事 | 谷山 幸男 |

これは、当法人の定款である。

静岡県三島市本町9番3号

特定非営利活動法人リベラヒューマンサポート

理事 三好徹史 ⑩